

豊島区でお得に起業しませんか？

～特定創業支援事業のご案内～

創業に必要なスキルを取得するために、ビジネスの専門相談員が無料個別相談でサポートします。一定以上の期間・回数の個別相談を受け、豊島区が証明書を発行することで創業に関する以下の優遇措置を受けることができます！

(1) 優遇措置

①法人設立時の登録免許税の減免

法人設立（または法人化）の際に納める税金「登録免許税」が半額になります。対象は株式・合同・合資・合名会社です。

※例えば株式会社設立時には、最低でも 150,000 円の登録免許税が必要ですが、半額の 75,000 円となります。

②新規開業支援資金（日本政策金融公庫）の貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫の「新規開業支援資金」について、貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます（別途審査を受ける必要があります）。

※新規開業支援資金詳細：https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html

③東京都の創業融資の金利の優遇

東京都の創業融資について、特例措置として金利が 0.4%優遇されます。

※東京都制度融資詳細：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/list/>

④創業関連保証の申込要件緩和

創業関連保証枠を利用した融資について、通常なら事業開始 2 ヶ月前から申込みのところ、前倒しして 6 ヶ月前から申込みが可能となります。

⑤国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の利用

国が取り扱う「創業・事業承継補助金」や、東京都及び東京都中小企業振興公社が取り扱う「創業助成事業」は、国・東京都が指定する創業支援（豊島区の特定創業支援事業を含む）を受けた方が対象となります。※詳細は各実施主体にお問い合わせください。

⑥豊島区の補助金の利用（開業支援コース）

豊島区が取り扱う「開業支援コース」補助金の対象となります。創業予定の方、創業後間もない方を対象としており、「経営安定コース」よりも補助率と補助限度額を高く設定した補助金です。

※開業支援コース詳細：<https://www.city.toshima.lg.jp/122/machizukuri/sangyo/kigyoo/019176.html>

(2) ご利用対象者

豊島区内で 創業予定の方／創業後 5 年未満の方

(3) 特定創業支援事業の内容

としまビジサポのビジネス専門相談員が、無料でビジネスに関する個別相談をお受けします。相談の中で起業に必要な4つのスキルを学んでいただくとともに、支援終了時に豊島区が発行する「証明書」を受け取ることで、各種優遇措置（前頁）が受けられます。



<証明書を受け取るには…>

- ◆ 相談は1か月以上、4回以上行います（4つのスキルの各専門相談員に最低1回相談）。
- ◆ 個別相談の中で起業計画書を作成しご提出いただきます。

(4) ご利用方法

- ① 相談予約 としまビジサポ（03-5992-7022）にお電話にて個別相談の予約をお取りください。
- ② 個別相談 個別相談の中で4つのスキルをサポートします。相談は1ヶ月以上・4回以上実施し、最終的に「起業計画書」を作成します。
- ③ 証明書申請 下表の書類すべてをご提出いただきます。

<input type="checkbox"/> 申請書(原本)	様式はとしまビジサポの窓口でお渡しします。
<input type="checkbox"/> 起業計画書(原本)	様式はとしまビジサポの窓口でお渡しします。
<input type="checkbox"/> 個人住民税の納税証明書(写)	直近の納期分の証明書をいただきます(当該証明書を発行する自治体が豊島区の場合はご用意いただかなくても結構です)。
<input type="checkbox"/> 右のいずれか(写)	豊島区で創業する予定の証明 定款、賃貸借契約書 等
	豊島区で創業後5年未満の証明 個人事業の開廃業等届出書、履歴事項全部証明書 等
<input type="checkbox"/> 事業を営んでいない個人である証明(写)	<例>経営者であった場合は「退任登記後の履歴事項全部証明書」や「廃業届」/現在従業員または従業員であった場合は「源泉徴収票」や「離職証明書」

- ④ 証明書受取 証明書申請の翌営業日 9:30 以降に、としまビジサポでお受け取りいただけます。
- ⑤ 優遇措置利用 優遇措置をご利用の場合は、各機関（法務局、公庫、金融機関、補助金事務局等）に証明書を提出してください。証明書は必ずコピーを取って保管してください。

(5) 注意事項

- 証明書発行は最短でも1ヶ月必要です。優遇措置ご利用予定の1ヶ月前までにご相談ください。
- 優遇措置①「法人設立時の登録免許税の減免」について、豊島区外で起業の場合、豊島区発行の証明書では本優遇措置はご利用になれません。また、法人登記後もご利用になれません。
- 優遇措置④「創業関連保証の申込要件緩和」のメリットを受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書を提出し、別途審査を受ける必要があります。
- 本事業は年に1回、国へ実績報告をする必要があり、その際には事業を利用された方に対し、アンケート・お電話等にて現状確認をさせていただくことがございます。
- その他、利用対象者・支援内容・必要書類等の詳細はとしまビジサポへお問合せください。